

下 教 政 第 1 0 0 2 号
平成 2 9 年 7 月 1 8 日

下 関 市 監 査 委 員 様

下 関 市 教 育 委 員 会
教 育 長 波 佐 間 清

定 期 監 査 の 結 果 に 関 す る 措 置 に つ い て

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 付 け 監 査 報 告 第 9 号 で 報 告 の あ り ま し た 件 に つ い て、
別 添 の と お り 措 置 を 講 じ ま し た の で、地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に
基 づ き、通 知 い た し ま す。

生涯学習課について

- ① 一部の公印について、公印台帳記載事項（書体等）と整合しないものが見られた。公印は、公文書の内容について地方公共団体の意思を表し、かつ、その内容に対し地方公共団体が責任をもつことを明らかにする重要なものである。下関市教育委員会公印規則に基づき、早急に所要の措置を講じられるとともに、全体的な点検などにより適切な公印管理を行われたい。

【改善措置状況】

当該公印については、その必要性を検討し、下関市教育委員会公印規則に基づき廃止いたしました。今後は、公印管理の重要性に鑑み、適切な事務処理に努めます。